

－ 宇多津町民間住宅耐震対策支援事業の手続きについて －

耐震診断・耐震改修工事等の補助を受けようとする場合は、以下の事項を確認のうえ手続きを行ってください。

1. 業者への見積り依頼について

- 耐震診断は、構造設計一級建築士又は下記の講習を受けた建築士が行う必要があります。依頼先がこの条件に該当しているか、確認してください。

- (1) 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会
- (2) 香川県による木造住宅耐震対策講習会

(香川県による木造住宅耐震対策講習会の受講者名簿は、地域整備課窓口でも閲覧できます。)

- 耐震改修工事等については、香川県内に営業所を設けている事業者に依頼してください。
- 耐震改修工事等のために必要な実施設計費用は、耐震改修工事等での補助対象となります。
- 耐震改修工事等の見積書には、頭書のみではなく、内訳明細書も添付してください。
- 補助金の交付決定までは、契約や事業着手は行わないでください。
(補助を受けられなくなります。)

2. 補助金交付申請について

- 申請書には、別添「補助金交付申請時に必要な添付書類一覧表」に記載している書類を添付し提出してください。
- 申請期限については、地域整備課までお問い合わせください。

3. 工事の着手・完了について

- 耐震診断の状況写真や、耐震改修工事等の施工写真(改修前後がわかるもの)を撮影しておいてください。
- 申請内容に変更が生じた場合、変更申請が必要となる可能性も有りますので、その都度地域整備課と協議をお願いします。
- 耐震診断及び耐震改修工事等は、当該年度の2月末までに完了する必要があります。

4. 完了実績報告について

- 耐震診断又は耐震改修工事等の完了後20日以内に提出してください。
- 完了実績報告には、別添「補助金交付申請時に必要な添付書類一覧表」に記載している書類を添付し提出してください。

5. その他

- 補助事業に関する書類・図面などは、補助事業完了の日から5年間保存してください。
- 必要に応じて町の職員による立入検査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 補助金を交付の目的以外に使用するなど、この事業の要綱に違反した場合は、補助金の返還を求められます。

宇多津町民間住宅耐震対策支援事業 手続きの流れ

